

平成 30 年度第 1 回長野県契約審議会

日時：平成 30 年（2018 年）6 月 8 日（金）13 時 30 分から 16 時 00 分

場所：NOSAI 長野会館 6 階大会議室

1 開会

○井上企画幹

本日はお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。只今から、平成 30 年度第 1 回長野県契約審議会を開会いたします。

私は、本日の進行を務めます会計局契約検査課企画幹の井上和幸でございます。どうぞよろしく願いいたします。着座にて失礼いたします。

それでは、お手元に配布しました次第に従いまして進行してまいります。本日は、9 名の委員の皆様にご出席いただいておりますので、長野県契約審議会規則第 4 条第 2 項の規定による過半数の定足数を満たしており、会議が成立していることをまずご報告いたします。また、この審議会は公開での審議となり、会議録は後日県の公式ホームページで公表されますので、あらかじめお知らせいたします。

なお、会議の終了時刻につきましては、おおむね 16 時頃を予定しておりますので、よろしく願いいたします。ここで、報道機関の皆様、傍聴の皆様方にお願いがございます。本日の資料は、今後の検討によりまして修正される可能性がございますので、その点に十分ご留意いただくようお願いいたします。

それでは、はじめに県を代表しまして、塩谷会計管理者兼会計局長からごあいさつを申し上げます。

2 あいさつ

○塩谷会計管理者兼会計局長

この 4 月 1 日に、会計管理者兼会計局長に着任しております塩谷幸隆でございます。どうぞよろしく願いいたします。本日は、碓井会長さんをはじめ各委員の皆様におかれましては、大変ご多忙のところ、またお暑い中ご出席をいただきました。誠にありがとうございます。

契約審議会でございますけれども、本年度第 1 回目ということでございます。本日の審議事項といたしましては、平成 31 年、32 年度の入札参加資格に関する事項を中心とした、6 項目につきまして、委員の皆様のご意見を頂戴したいと思います。このほか、報告事項として 2 項目を予定してございます。限られた時間の中でございますけれども、委員の皆様様の専門的な知識やご経験を基に忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げます。誠に簡単でございますけれども、ごあいさつといたします。本日はどうぞよろしく願いいたします。

○井上企画幹

続きまして、この4月に人事異動がございましたので、事務局の自己紹介をさせていただきます。

○藤本室長

この4月1日から技術管理室長を命じられております藤本済でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○井上企画幹

議長につきましては、長野県契約審議会規則第4条第1項の規定により、会長が務めることとなっておりますので、碓井会長に会議事項の進行をお願いいたします。

○碓井会長

皆さん、こんにちは。どうぞよろしく願いいたします。

3 (1) ア 前回審議会の主な意見

○碓井会長

それではまず、お手元に審議会の次第が載っておりますが、審議事項のア「前回審議会の主な意見」を取り上げたいと思います。

まず、事務局からご説明をお願いします。

○事務局

事務局から説明いたします。

それでは1ページの資料の1をご覧ください。前回審議会の主な意見を抜粋した表になります。内容については、建設部技術管理室の担当者からご説明いたします。お願いします。

○事務局

前回、建設工事における総合評価落札方式の低入札価格調査に関してご審議をいただいたところですが、審議過程の中でさまざまなご意見をいただきまして、碓井会長の意見のところがございますが、これにつきましては、1～2年程度実施した後に検証を行うという意見を付した上で了承するとされておりますので、今後検証を行い、必要に応じて見直しを行うこととしております。また建設工事におけるWTO案件等の技術提案点の見直しにつきましては、前回の審議の中で結論に至らず継続審議となっておりますので、本日改めて説明させていただきます。ほか内容につきましてご確認をいただきたいと思います。説明は以上でございます。

○碓井会長

それでは、意見をここで変えるわけにはいきませんが、前回の意見が記録としてよろしいかというようなどころを中心にご確認をお願いします。

奥原委員。

○奥原委員

奥原です、お願いします。

週休二日の実施にあたって、日給制の技能者の収入減への十分な対策を取っていただきたいということで、発言をさせていただきまして、ご回答いただきましてありがとうございます。「日給制の技能者の収入減の対策について発注機関として元請や下請の収入が維持できるように、必要な経費の計上を実施する」と示してくださっています。これについて質問をお願いいたします。

国土交通省で今年の9月20日に発表した建設業の「働き方改革加速化プログラム」の中で週休二日の実施に伴い、現場の閉所状況に応じて経費の補正係数が示されています。具体的な係数は労務費と現場管理費が最大の1.05。それから、機械経費と共通仮設費が最大1.04です。県で実施してくださる予定の必要な経費の計上のお考えがあれば、お聞かせ願えればと思います。また、公表時期と実施時期を同時をお願いします。

○碓井会長

これはどちらでしょうか。事務局から……

○事務局

それでは、座って回答を申し上げます。

長野県では4月1日から全工事を対象として週休二日に取り組むということで始めさせていただいております。全工事と申しましても、災害復旧、機械設備関係の工事など、一部は除きますけれども、全工事を対象として、施工者が希望した場合は週休二日に取り組んでいただくというかたちで工事の発注を始めております。

その中で、週休二日を達成されたならば、経費を見させていただくということで始めておりますが、国交省については労務費と機械経費等の補正もやられていますが、私どもが4月に向けて準備した段階では、労務費と機械経費以外のいわゆる間接経費の部分で準備しておりまして、3月の終盤に、国交省のほうで労務費・機械経費の補正を発表したということで、私どもの準備の関係で若干お時間をいただいて、労務費・機械経費についても、国交省に追従するかたちで今後計上していく方向で今検討しているところでございます。

○碓井会長

ほかに何かご確認いただくことはありますでしょうか。

藏谷委員さん。

○藏谷委員

今、奥原さんが、3月の20日か21日でしたか、加速化プログラムということで、技術

管理室長さんも国に追従するというお話をいただいているところですが、受注者が希望して週休二日制を実施するとすると、労務費や経費のアップは工事が終了したときの実績によって、いわゆる契約変更の増工事のようなかたちで見ていただくようなものなのでしょうか。

○事務局

今おっしゃっていただいたとおりのやり方で、当初には計上をしないで、最終的に実施したというところを見た上で変更させていただくということです。

○確井会長

なるほど。いろいろやり方があるのですね、わかりました。

ほかに。よろしいですか。

それでは「前回審議会の主な意見」の項目についてはご確認いただけたということで、よろしく申し上げます。どうもありがとうございます。

3 (1)

イ 平成 31・32 年度製造の請負、物件の買入れ、その他の契約の入札参加資格申請における審査項目の見直し

ウ 業務委託等の総合評価落札方式の拡大に向けた取組

エ 平成 31・32 年度建設工事の入札参加資格申請における新客観点数の見直し

オ 平成 31・32 年度森林整備業務の入札参加資格申請における新客観点事項の見直し

○確井会長

それでは次は、イ「平成 31・32 年度製造の請負、物件の買入れ、その他の契約の入札参加資格申請における審査項目の見直し」それから、ウ「業務委託等の総合評価落札方式の拡大に向けた取組」それから、エと続いております。一応ご説明をまとめてオまで並んでおります。それらをまとめて取り上げていくことにいたします。すべて入札参加資格申請関連ということでございますので、事務局からまとめて説明をお願いいたします。

○事務局

では 2 ページの資料 2-1 をご覧ください。公共調達に関する最近の国内外の動向を踏まえた当県の考え方ですが、この後に説明する資料 2-2 の「製造の請負、物件の買入れ、その他の契約の入札参加資格申請」のページと資料 3 の「業務委託等の総合評価落札方式の拡大に向けた取組」の 2 つに共通して、今回前提として説明したい点をまとめたものです。

まず、上段の最近の国内外の動向についてですが、ご覧のとおり 2014 年 4 月に「長野県の契約に関する条例」を施行したのち、同年の 10 月には「長野県の契約に関する取組方針」を策定しました。その中の基本理念において、「持続可能で活力ある地域社会の実現」に資するように契約内容に配慮することが明記されているところです。その後国内外において、持続可能性の観点から調達のあり方を再構築する動きが出てきています。

まず、①2015年9月に国連で「持続可能な開発目標」英語でサステイナブル・デベロップメント・ゴールズ、略してSDGsと言いますが、これが採択されました。それぞれの目標は3ページに記載してありますので、のちほどご覧ください。続いて、②2016年1月に東京オリンピック・パラリンピックにおける持続可能な調達コード基本原則の策定。そして最後に③2017年4月に、ISO20400の発行になります。

このような国内外の動向を踏まえて、公共調達について長野県は今後どのように考えていくのかというのが下段になります。

2018年3月に2030年までの長野県の将来像を展望し実現していく、長野県総合5か年計画を決定しました。その中では、先ほど申し上げたSDGsなどの新たな世界基準に照らして、取り組みを進めていくことを明記しています。また、最近では5月下旬に関東経済産業局と連携し地域SDGsコンソーシアムを立ち上げ、これから具体的に取り組み内容を決めていくところです。このSDGsについて掲げられた、経済・社会・環境を巡る課題に対してより横断的な取り組みが現在求められているところであり、本県でも持続可能な公共調達を目指していくという観点からこの3つの側面を包括的に検討していく必要があると考えています。そこで、具体的にはこの3要素を入札参加資格の加点項目には継続して盛り込み、加えて総合評価落札方式の評価項目に新たに盛り込んでいきたいと考えています。資料2-1の説明は以上です。

○事務局

では、引き続き資料2-2についてご説明を申し上げます。資料2-1でお示ししたとおり、入札参加資格におきましては公共調達における県の考え方を踏まえまして、資格要件の審査のほか、持続可能な地域社会に資する経済・社会・環境に関する県内企業の取り組みについての加点項目を設定しております。本年度は平成31・32年度に入札参加資格の定期審査を行うことになっておりまして、その審査項目の見直しについてお諮りをするものです。

まず、審議の全体といたしまして、現在の参加資格制度の概要および現状についてご説明を申し上げます。4ページをご覧ください。1(1)製造の請負、物件の買入れ、その他委託や役務などの入札に参加する際の資格については、県税に未納がないこと、暴力団員等ではないことなどの基本要件を満たす申請者に対しまして、経営規模等の審査点数に応じて、ここにありますAからCの等級に区分して資格を付与してまいりました。項目ごとの審査点数については(2)をご覧ください。①の申請業者すべてについて、経営に関する項目を100点満点で採点、②の製造の請負の資格申請者に関しては、製造設備項目として15点満点で採点。ここまでが等級審査のため従来から採点してきた部分で、ここに平成27・28年度参加資格より、県内本店事業者のみの③その他の加点項目を追加しております。今、平成29年、30年度資格で付与できる加点は、最大14点となっております。「加点する取組の考え方」としましては、取り組みの有用度や継続性、認証通知などで客観的に実態が確認できる書類があり、加えて私どもの資格については多様な業種・業態の方も同じスケールで採点する審査であることを鑑みまして、業種・業態に限らず取り組み可能なものを加点するものとしております。資格の付与期間は2年間。今回ご審議いただく31・32年度資格審査の項目については平成31年4月1日から2年間活用するものでござ

います。

めくっていただきまして次のページをご覧ください。今まで審議会でご審議いただきました審査項目については、2審査項目の変更経過をご覧ください。社会的な課題への取り組み業者を増やすためのインセンティブ効果を期待しまして、平成27・28にその他の加点項目を設定し、29・30年度に取り組みの追加を行いました。3がその加点項目の現状です。平成29年4月に全業者の資格更新を実施しまして、加点評価も更新しましたが、加点者の増加は鈍く、資格者全体に占める割合も個人住民税特別徴収の実施を除いて多くはありません。

下の棒グラフですが、一業者あたりの加点点数の状況です。ご覧のとおり2点に集中しておりまして、更新審査後の増加も伺えない状況となっております。

この理由について、めくっていただきまして次のページ4をご覧ください。左の棒グラフは、例としてその他の契約から参加資格者に関する等級別の業者数の経年変化を表したものです。平成27年度の加点制度の開始前から、A等級の付与業者というのが半数近くおり、加点したいというインセンティブが働きにくい状況がありました。一方で右の等級区分Aの加点者割合、円グラフの状況をご覧ください。加点ありという方が8割強いますが、BからAのランクアップとは関係ないかたちでの加点がほとんどで、この方たちには加点によるメリットがないので、今後加点を増やしていくことへのインセンティブも働きにくい状況です。今後の審査においては、加点する取り組みの継続性も踏まえながら、業者の方にもっと加点制度について意識していただくための取り組みが必要と考えております。

めくりまして次のページ、5が今回の審議事項といたしました31・32年資格の審査項目に関する事項です。(1)(2)が見直しの事項、(3)が審議後の実施スケジュールとなります。

(1)として、「個人住民税特別徴収を実施している企業」への加点項目の廃止をいたします。こちらの項目は平成30年度から、原則としてすべて事業主を個人住民税特別徴収義務者に指定し、全県一斉に特別徴収を実施するための取り組みのインセンティブとして2点の加点を行ってきたものでありまして、役割を終えたことにより廃止をさせていただくものです。これにより審査合計の最大得点が2点減りまして、12点となります。

(2)として、申請時の加点の呼称の変更です。加点につきましては、現状その他の加点項目として申請業者への説明等で示してまいりましたが、資料2-1でお示した本県の調達に関する考え方等を踏まえまして、「信州企業評価項目」「評価点数」という呼称とし、区分についても加点する取り組みを包括した労働環境、地域貢献という表現に変更いたしました。長野県の将来に貢献する企業の評価項目であることを意識付け、申請者の加点に対する関心を高めるよう努力してまいります。

審査資格実施の上での見直しは以上ですが、県の施策推進に対するインセンティブ効果の向上を目指し、等級審査での限定的な活用だけでなく、個別の入札でも活用し、メリットを得られる場面を検討してまいりたいと考えております。

○事務局

続きまして、資料8ページ資料3をご覧ください。資料3「業務委託等の総合評価落札方式の拡大に向けた取組」についてご説明させていただきます。

現状と概要についてでございます。契約に関する条例制定の背景としまして、従来の契約に求められている公平性や、透明性、品質確保などのほかに、長期的に良質なサービスの提供や、地域を支える事業者や担い手の育成、労働環境など多様化する社会的要請についても期待されているところでございます。その要請の1つとして、前の説明でもございました持続可能性の経済性・社会性・環境の要素もあるものだと思います。従来は価格競争により契約相手を決定することが一般的でありましたが、経済性では優れますが履行能力が十分でない場合には品質の低下を招く恐れもありました。そこで、価格だけではなく、業務実績や実施体制などの要素も含めて総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式を検討できるようにしていきたいというものです。現在、業務委託等において総合評価落札方式を採用しているのは清掃業務や情報システム開発、下水道終末処理場の運転管理業務委託などの一部のみでございます。要領や運用のためのガイドラインなどを策定しまして、活用が図られる環境を整えていきたいと考えています。

内容として、資料の2に書いてある内容を盛り込んでいきたいと考えています。まず対象としてそこがございます、総合的な評価により品質改善が図れるものや、高度な知識や経験が求められる内容、品質確保と合わせて関連する施策推進が図れるものなどを対象と想定しているところです。

価格以外の評価に関する項目の構成としては、品質確保の評価、施策的な評価、企画提案の評価を考えているところでございます。業務委託等の品質の確保が図れる内容として、業務実績や実施体制、技能検定合格など資格者の評価などを考えています。施策的な評価としましては信州企業評価として、先ほどの説明にもございました入札参加資格の審査項目の障がい者の雇用や、消防団協力事業所表示制度の認定などを考えております。もう一つの施策的な評価項目として、取組方針や関係法令などの内容で公共調達において配慮すべきものについては、評価できることとしていきたいと考えておりまして、実際には個々の入札で評価対象が変わると思いますけれども、活用できる項目として自然災害などの不測の事態が発生したとしても重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針や体制、手続きを示した計画、事業継続計画BCPと書かせていただいておりますが、こういったものを策定している企業を評価し、関連する公共調達で入札参加資格以外の審査項目として県の施策の推進を図っている企業の受注機会の確保を図る仕組みを考えているところでございます。企画提案については、専門性・個性などにより高度な知識や経験が求められるものや工夫の余地のある業務で、優れた民間ノウハウの企画提案を求めて、その内容を評価するもので、業務の改善や生産性の向上、雇用の創出などを評価していくことを想定しているものでございます。

3番目として、総合評価落札方式を採用する場合は法令により、落札者決定基準を定めようとするときはあらかじめ学識経験者の意見を伺うこととされていますので、2名以上の学識経験者からの意見を聴取することを盛り込んでいきたいと考えているものです。

4番目の価格以外の評価の確保として、総合評価落札方式により落札者を決定した場合は、落札者決定に反映した評価内容について不履行の場合には受発注者間において責任の所在を協議し、受注者の責めによる場合は総合評価点を確保するため契約金額の減額を講じることができることとしたいと考えています。

スケジュールにつきましては、来年4月以降の公告とする案件から適応できるよう試行

していきたいと考えています。

資料の9ページ目、次ページをご覧くださいと思います。総合評価落札方式を採用する場合の評価項目と想定する配点の幅を示しております。企画提案を求める企画提案型と求めない簡易型の2つのタイプを想定しておりまして、基本的な配点を定め、簡易型では品質確保の評価を必須として5点～10点。選択できる評価項目として施策的な評価を5点の範囲で決定できることと想定しております。価格点は85点～95点を想定しています。企画提案型では品質確保の評価点を5～15点。企画提案の評価点を必須としまして5～30点の幅で選定できるものとし、施策評価等と合わせて価格以外点を15～50点と設定できるよう考えています。下の配点例につきましては、簡易型と企画提案型の代表的な例をグラフで示しているものです。配点につきましては、下の四角にございますように、価格と価格以外の評価項目の配点や価格以外の評価項目内での配点については個別の入札案件によりまして、業務の内容により様々だと思っておりますので、学識経験者の意見聴取を経て変更したり、決定していくことができることとしたいと思っております。参考1は入札参加資格の評価項目の内容を示しておりまして、参考2は施策推進評価の項目として想定される具体例を示したものです。説明は以上です。

○事務局

資料4をお願いします。「平成31・32年度建設工事の入札参加資格申請における新客観点数の見直し」についてでございます。建設工事の入札参加資格につきましては2年に一度審査を行うこととされておりまして、今年度が、次期の31・32年度の資格の付与の審査の年となっておりますので新客観点数の見直しを行うものでございます。建設工事の入札参加資格につきましては、資格申請要件といたしまして、アからカの項目すべて満足することが条件となっております。資格総合点数につきましては①の経営事項審査の総合評定値、これは全国一律の基準で評価を行うものですが、この評定値に②の新客観点数、これは長野県の独自の取り組みでございまして、長野県内の業者のみに点数を加点するというものでございます。これを足したものが資格総合点数になります。上の図1の例にございますように、資格総合点数によって入札に参加できる工事の規模というものが決まってくるということです。新客観点数につきましては総合評定値の上限の25%を上限としています。

2の新客観点数の考え方についてでございます。新客観点数の項目は(1)から(5)のすべての項目を満足する項目を加点項目として選んでございます。3の資格の付与の期間でございますが、平成31年5月1日から平成33年4月30日までの2年間となります。

次のページをご覧ください。こちらが、新客観点数の見直しについてでございます。削除項目の1項目につきましては、先ほどの物件と同じなので説明を割愛させていただきます。

2の変更内容でございますが、1つ目が新客観点数で加点の対象としていた民間資格のうち「既製杭施工管理技士」の資格を除外するものでございます。理由につきましては、平成27年度に「既製杭施工管理技士」資格は「基礎施工士」の資格に統合されまして、基礎施工士の資格というのは経営事項審査で加点の対象となっていることから、内容を変更するものです。もう1点が、労働安全衛生マネジメントシステムの新国際規格ISO45001を追加するものです。こちらは、平成30年3月に新しい規格が発行されまして、これに伴い

追加していただくということです。なお、新規格の発行に伴い、これまで加点対象としてきました OHSAS18001 というのは廃止になりますが ISO45001 の移行期間というのが3年に設定されているため、今回 ISO45001 と OHSAS18001 のいずれも加点の対象とするということで記載していきたいと思います。

3のスケジュールでございます。今回契約審議会でお諮りした後にパブリックコメントを7月下旬まで取りまして、パブリックコメントの内容などすべてまとめまして、次回の契約審議会でお諮りたいと思います。そこで決定していただき、資格の申請受付を来年1月から2月の間に行い、5月1日から資格を付与していくというものです。

次のページをご覧ください。12ページ目になります。左側が31年度32年度の新しい新客観点数の項目でございまして、現在行っている29年度30年度の項目と比較したものでございます。変更点につきましては、経営意欲、労働環境の中で、ちょっと見づらいのですが、下線を引いてある部分が今回の改訂部分となります。説明は以上でございます。

○事務局

続きまして、13ページ資料5について説明させていただきます。森林整備業務の入札参加資格につきましても、建設工事や物品と同様に新客観点数における個人住民税特別徴収の加点項目について削除したいと考えております。なお、資格総合点数の客観的事項と新客観的事項については次ページをご覧ください。説明は以上です。

○碓井会長

どうもありがとうございました。大変盛りだくさんな資料のご説明になりましたが、全体に共通の言葉ももちろんございますので、どう扱ったらよいか。とりあえず資料3以外のものに共通しているものがあると思うんですけども、まずご質問等はじめにお伺いします。

○湯本委員

それでは私からお願いしたいと思います。資料4の10ページと、あと関連して13ページの資料5の関係ですけれども、特に来年度からの一般競争入札の参加者の資格の関係ですけれども、特に私は1の(1)資格申請要件というところで、先ほどご説明あった中で、特にオの暴力団員等でないことというのがあります。現実、非常に今反社会的勢力については相当厳しい対応が迫られている中で、事前の説明の中では暴力団員等については申請書で確認されているということですが、私が承知している限りでは金融機関は相当厳しくここは排除するかたちを取っているということを承知しているのですが、現実、念書的なものだけで大丈夫なのかということがまず1点目であります。

2点目が、13ページの森林整備の関係の参加者資格の部分は、特に暴力団関係、反社会的勢力というか、暴力団員等でないということがないのですけれども、この点については何か。森林整備という特殊な事業であるので、ということだけではないと思いますけれども、何かあるのか確認したいと思います。

○碓井会長

事務局お願いします。

○事務局

それでは資料 10 ページの暴力団員等ではないということについて、内容について説明します。暴力団員等ではないことというのは、長野県暴力団排除条例に規定する暴力団、または暴力団関係者ではないものということで、暴力団という言葉を使っております。長野県暴力団排除条例第 6 条の第 1 項に、県の事務および事業による措置として、県は建設工事その他の県の事務または事業により、暴力団を利することとならないよう、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有するものとして長野県公安委員会規則で定めるもの、これを暴力団関係者と呼んでいるのですが、これらを県が実施する入札に参加させてはならない、その他必要な措置を講ずる、ということとされております。それで、入札参加資格のときに宣誓書というのを求めるのですが、そこには暴力団または暴力団関係者ではないということを書いて宣誓してもらうのですが、そのほかに資料 10 ページの入札参加申請要件のところに「建設業許可」というものがあるのですが、この建設業許可を受ける際に、法人名簿というのを、全部法人から役員名簿というのを出していただきまして、その名簿を県警に照会しまして暴力団または暴力団関係者ではないかということを確認しているということでございます。今言いましたように、県警と連携を取りながら、暴力団排除に向けて取り組みを行っているということでございます。

○碓井会長

続いて森林整備。

○事務局

森林整備につきましては、要件に記載してありませんが、入札参加資格について申請する段階で、申請書に暴力団関係者ではないということを、建設工事と同じように、誓約していただくような形を取っております。なお、明確な虚偽申請が確認された場合は入札参加資格等を取り消すことができるとしております。以上です。

○碓井会長

今の湯本委員のご質問についてのご説明の中で、例えばさっきの暴力団員等でないというご説明がわかったはわかったのですが、これはあれですか。入札参加資格の申請をするときの、県側が出す文書にはきちんと定義が書かれていますか。それとも、県内部の解釈ですか。

○事務局

書いていただく宣誓書に……。

○碓井会長

いや、そうじゃなくて、宣誓書じゃなくて、参加資格の認定をするわけでしょ。そのときの県が出している文書には定義は書いてあるんですか。つまり、申請してもだめだなど

早く諦めてもらえばいいわけですよ。無駄な申請をしないほうがいいわけなので。それは定義にちゃんと書いてある？

○事務局

入札参加資格の場合は、建設業許可を……。

○確井会長

それはわかりましたけど、資格の方には書いてあるんですか、ないんですか。

○事務局

資格の審査、申請を出していただくときに、ということですか。

○確井会長

いや、宣誓を出すことを求めているんですか。勝手に出せということですか。あとは、こちらの机上でやるわけですか、よくわからないのですが。普通なら、こういうことで、審査をするからいついつまでに出しなさいとするでしょ。そのときに資格申請の要件は明示されているんですよ。

○事務局

明示されております。

○確井会長

明示されている文書には定義はきちんと書いてあるのですか。暴力団排除条例の〇〇によるということが、書いてあるのか、ないのか。それともそれは常識に任せるのですか。

○事務局

申請書のところに条例に基づいて暴力団関係者ではないことということは明示されています。

○確井会長

申請書に書いてある？

○事務局

手引きに。

○確井会長

じゃあ、続いて森林整備業務についてお伺いしたいです。

先ほどのお話で、宣誓内容には含まれているということですが、そうすると参加資格の要件としては明示されていないということですね。

○事務局

暴力団でないことの要件は要綱、要領にははっきりとは明記されていません。

○碓井会長

それは何か条例の文言に引きずられて、森林整備業務は、それにはっきりと当てはまらないから、記録するのは差し控えている、そういう積極的な意味なのですか。それとも…

○事務局

そういう積極的な意味ではないのですが、要領の中の申請書。先ほどの発言を訂正させていただきます。要領の中に申請書がありまして、その申請書の頭の部分に、暴力団の関係者ではないということが明記されているという認識です。

○碓井会長

よくわかりませんが、県民目線で見ただけの場合には、横並びで見てしまうときに、なんで、あつちがあつて、こつちはないのか、気になるので。前からお願いしているのですが、それぞれの業務を扱う部署が違うとは思いますが、横並びの中で調整は重要かなと直感的にしたものですから、ご検討をいただけますか。今日答えを出す必要はなくて、これからパブコメして9月に決着をつければいいと。

○事務局

今の件なのですけれども、横並び（森林整備の入札参加資格についても、建設工事や物品と）になるように、見直ししていきたいと思しますので、よろしく願いいたします。

○碓井会長

はい。ほかにご質問は。
どうぞ、柳澤委員。

○柳澤委員

柳澤です。むしろ教えていただきたいということなのですが。暴力団員等ではないということが、要件だということなのですが、我々仕事をしていまして、暴力団員でないか、暴力団員にあたるかという調査は大変難しく、容易にその情報は入手できません。県警はまったく答えてくれません。確かにそういう状況を確認できなければ、意味がないということもわかるのですが、これは法令上根拠があつてそういう手続きが踏まれているということなのでしょうか。ちょっとそこだけ確認させてください。

○事務局

法律では暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律というのがございまして、その第2条の2に、暴力団の定義がございまして、6には暴力団員の定義がございまして、必要に応じて県警に問合せを行い、暴力団に該当するかどうか確認を行っているところでござ

います。

○碓井会長
柳澤委員。

○柳澤委員
そうすると、内部情報ということなのでしょう、よくわからないけど、それでできると。

○事務局
そうですね。公にはされていないので、私どものほうも必要なときに警察のほうにお聞きをしてという状況です。

○柳沢委員
頭のいい暴力団の連中は、そこら辺をついてきそうな気がして心配だったのですが、一応、お話は聞いておきます。

○碓井会長
ほかにいかがですか、西村委員。

○西村委員
6 ページに戻っていただきまして、グラフの見方を教えていただきたいのですが、上の円グラフは等級Aの業者の方々と、下の円グラフはBの方々なのですけれど、Aのグラフの中にBからAへ上がってきた方々が 67 人いて、A等級の中では 13%しかいないとなっていますが、このもともとBだった方でAに上がってきた方というのは下のBの加点あり 157 者の中から 67 者が上がったのでしょうか。どう見ればいいのでしょうか。

○事務局
申し訳ありません。この等級区分Bは現時点でBで登録されている方、等級区分Aは現時点でAで登録されている方ですので、もともとBでAに上がった方というのは等級区分Aの 67 者、下の等級区分Bのグラフの中には入っておりません。

○西村委員
棒グラフのほうを見ますと、先ほどのご説明にもあったように、全体のトレンドはあまり変わらないというご説明だったと思うのですが、もしそうだとすると、B等級にだいたい毎年入ってしまうような人たちの中で、加点のある人たちの中からしかA等級に上がれないわけですよ。とすると、毎年およそ 150~160 くらいの加点ありに入るBの人たちがいるとすれば、そこから 70 前後が上がったと見るべきですよ。そうしますと、およそ 5 割弱がAに上がることができたと読むべきかなと思うのです。そうしますと、半分弱くらいが頑張っただけで上がってきたと読むと、インセンティブの効果が低いという結論とは真逆の感じに数字が見えてきまして、つまりこの制度のインセンティブの強さが本当に弱い

か強いのかというのがこの資料では判定できない感じがいたします。

○事務局

すみません、半分というのはどれに対してになりますか。

○西村委員

下のBグラフの加点をもらった人たちを母数にしたときに、そのうちのどれだけがAに上がったかと読んでみますと、40数%くらいが上がれたと。このBの円グラフは同年のグラフなので、その読み方は不正確なのですけれど、ただトレンドがあまり変わらないとすれば、前年度もおよそ同じくらいの人たちがBにいただろうと推定すると、そう読めるという話なのですが、どうでしょう。

○事務局

おっしゃるとおり、Bの157者のうち比較しまして67の方が加点しているということで見ますと、全体の中で実際今までBだったけど67人上がっていると。今のこの状況でいくと157人だから割合としては大きいなど。それがインセンティブ効果としてという、確におっしゃるとおりだと思います。ただ、この加点につきましては平成27年から加点をさせていただいております。その他の契約の推移を見たときに、その以前のもので、Bの等級を比べますと、やはり470、約500近い等級の方がおりました。全体的に157と、年度で比べてみますと全体的に圧縮しているふうでございまして、先ほどこちらから説明した中身としましては、A等級としてはだいたい横並びの推移かなと。B等級につきましては、若干かなり分母が狭まっている部分もありまして、そんな中で全体としての、A等級の中に入ってくるインセンティブとしては、実際Bそのものの分母が狭まっている中で見ますと、実態的にはこういうふうに見えるんですけど、結果的にはAとしてのインセンティブというかたちで出てきているものはこんな形なのかなという、そんなイメージです。

○西村委員

今ご説明を受けますと、ますますこのインセンティブ効果が低いという結論がどうも違うのではないかという気がしてきました。Bの母数がどんどん圧縮されてきているわけですよ。その中からAのほうへ入っていく数があって、Aは全体の数が圧縮されているにもかかわらずそこその数値、規模を保っているというふうに見えます。そうしますと、それがどうやって保たれているかという、Bから上がってくる人たちによって保たれているというふうに見るべきかなと思うんです。そうしますと、インセンティブ効果があるがゆえにA等級の数が、全体が圧縮されているにもかかわらず維持されているというふうには逆に読むべきではないかと思っておりますので、インセンティブの効果がすごく低くて、あまり機能していないから頑張っって周知する、周知するに越したことはないのですけれども、ここに書かれているほど効果がないと思う必要はないのではないかなと思いました。むしろ意外にあると思われたほうが良くて、そこをもうちょっと押していくという方向がよろしいのかなと思いました。

○碓井会長

はい、事務局どうぞ。

○事務局

大変すみません。補足をさせていただきます。確かに委員がおっしゃるように、その辺の評価については少し言い方は違ってくるのかもしれませんが、数字的に確認させていただきますと、正確に言いますと、下の丸のうち、加点ありが 157 と書いてありますが、このうち 7 者が C から B へ上がった人ですので、まずこれを除くと 150 者です。それと先ほどの A に上がった 67 者を足しますと 217。これがもともと B の中で頑張っただけで加点を取った方。そのうち 67 者が上がったということで、おおむね 3 分の 1 がメリットを受けたということで、それなりの効果が当然あったと思います。ただ一方、A の丸の中で、加点ありが全体の中で 86%。下から上がってきた人が 13% ありますので、これを引き算しますと 76% くらいがそもそも A の中であって加点をした方なんですけど、この方々は頑張っただけで A 以上上がりようがないので、特段インセンティブというものを上げることができていない皆さんということがまず言えます。

○西村委員

インセンティブの効果をどこに達成するかという目的が別のところにあるのかもしれませんが、皆さん A 等級以外には進めないことはご存じですけど取っていて、加点はあって A 等級にとどまっている方ですよ。それが 86% もあるということは、もともとインセンティブがないとわかっている方でも 86% も加点を頑張っただけで取ったと読むべきではないですかね。

○碓井会長

なるほど。

○事務局

わかりました。提案とすれば、加点方式をやめてしまうというわけではなくて、これはこれで引き続きやっていきます。ただ一方で、5 ページのところにありますように、主な 1 者あたりの加点数というのが、ほぼ 2 点の方ばかりというのが実態でございます。この中で、個人住民税特別徴収を廃止するというので、これが 2 点持っていらっしゃるんですね。多くの申請者の中で、今回の加点の中でどこを皆さんが頑張っただけで取っているかというところ、ここにもありますとおり 54.7% の人は個人住民税特別徴収で加点を得ている方。ほとんどまでとは言いませんが、非常に大きな割合になっている。ということはこれをやめてしまった場合に、下の棒グラフが 2 点分左へ山が動いてしまうということが予測されます。ですので、先ほどの中でもよりこういった加点項目に意欲的に取り組んでもらうために、この参加資格の部分だけでは限界があるのかなということで、特別徴収を廃止したときにランクアップの者数も減っていくことが予測されます。ですので、それを補う意味でも、総合評価のほうをさらに新設して取り組んでいく、この相乗効果で信州企業評価に該当するような県の施策の推進、こういったものに対するインセンティブを高めていき

たいというような提案でございます。

○西村委員

2点が取れないとAから脱落してしまう企業というのは何者くらいありますか。

○碓井会長

事務局で、なにか補足ありますか。

○事務局

個別の分析値で何者というところまではこの場でお答えできないのですが、今BからAへ上がっていらっしゃる方は影響を受ける可能性は大きいかと思います。ただ、加点ありでA等級にいらっしゃる方についてはこの2点はなくても、経営事項の部分のみでA等級をお取りになっている方たちです。

○碓井会長

これ、私説明させていただいてもよろしいですか。

今、お話を伺って資料を見たときに、6ページの4のところ「関心が低い」という部分は、実は否定的に使おうとされているのではなくて、7ページの6につなげたい前出しなのです。なんとなく、4のところに出てくると、「やめてしまえ」というふうにつながると思ってしまうですね。むしろ4のところに出てきているところを、6のところの説明に盛り込めば、より一層今以上に頑張ってもらうためには個別の総合評価落札方式での入札を使いましょう、というつながりなら何となくわかるのですが。西村委員それじゃだめですか。数値についての良い悪いの評価を下してしまうと、確かにおっしゃるとおりおかしいですよ。

○西村委員

はい。今のご回答をいただくと、また私の中で論理が結びつかなくなっていて。と言いますのは、今までのご説明だと、徴収の社会貢献ということで2点をもらった人たちがたくさんいて、そういう方たちに対して徴収の部分の2点が廃止されると、資格にも入れない人もいるかもしれない。そういう人たちをさらに評価するために、総合評価という話に聞こえたのです。ところが、この2点をなくしてもA評価の方々にはほとんど影響ないだろうと、そういうご回答だったので、だとすると、総合評価でその辺を拾う必要もないのかなという感じに結びついてしまって。つまり、徴収のウエイトがものすごく大きかったの、そこをしっかりと拾うためにも総合評価のほうでも手厚くという話に聞こえていたのですけど、そうではないと。

○事務局

考え方といたしましては、まず徴収の部分について話をさせていただきますと、今加点が複数項目あって、その中で徴収の部分が一番多いのですけれども、1項目のみで広がって2項目、3項目ということで、いろいろ取り組んでいただきたいという思いの中で、ほ

かの項目へのインセンティブも働かせたいという思いもありますし、今加点をお取りになっているものについては継続していただきたいという思いもございます。その中で、入札参加資格の加点ということでのインセンティブの限定的なものではなくて、Aの資格ということの中で、さらに個々の入札においていろいろな信州企業評価項目等へもお取り組みをいただいている企業については個々の入札においてさらにメリットが働くということをもって、インセンティブの効果を高めようというふうに考えまして、今回提案を申し上げたということです。

○碓井会長

やっぱり、インセンティブ効果があるということを前提にしないと提案はできないということですね。

ほかの委員、何か。渡辺委員。

○渡辺委員

私のほうは、加点によりインセンティブ効果が低いという前提で1つご提案をしたいと思うんですけども、特にAランクの方たちですよ。4ページ、経営に関する項目と、製造設備に関する項目として、今のその他の加点項目3つを数式によって全部足して審査点数を出していますよね。これを、特にAランク、ちょっと複雑になりますが、①と②を足しまして、プラスになっていますけど、③のその他の加点項目は複合的というか、並列にして、かつその他の加点項目が10点以上ですとか、5点以上とか。両方の条件を満たすと、Aだよと。そんなふうにしたら、①と②でAであっても、なおかつ③の項目を努力しようとなるんじゃないかなと。もしできるならそんな感じで考えておいてください。

○碓井会長

野本委員。

○野本委員

今の議論を発展させたところでの意見というか質問ですけども、入札参加資格の加点を総合評価落札方式にも反映させていくとなると、かなり総合評価落札方式での評価項目と点数が複雑になるのか項目が多くなるのか分かれると思いますけれども、今度採用しようとしている8ページ業務委託等のところで、2内容の(3)ですが、そういった総合評価落札方式への評価項目と点数が重要性を帯びてくると思うのですが、学識経験者2名の意見を聴取するとありますけど、それだけ重要なものを2名の意見でいいのかなという気がしますし、その後は、審議会にこういった内容で試行していきたいというようなスケジュールというものはあるのでしょうか。

○碓井会長

今、お話の学識経験者2名以上というのは、落札者決定基準を決めるときには学識経験者2名以上に聞かなければならないというのは法令上の義務付けに従ったもので。

○野本委員

決定するときですか？

○碓井会長

落札者決定基準を決めるときです。野本委員のご意見は、それに上乗せで、なにか手続きが必要ではないかということになりますね。

○野本委員

決定のときではなくて、総合評価落札方式の評価項目と評価点を決めるときに、この学識経験者2名というのと、私勘違いしていた……。

○碓井会長

それはちょっと事務局に伺ったほうが。総合評価の、点数の付与ですよ。それ自体をどういう方針でやっているの、あるいはやろうとしているのか。

○事務局

今日、この9ページで配点のパターンといいますか主な考え方をお示ししてあるんですけども、こういった範囲内でのやり方をしたいということ、本日の審議会でご了解をいただければ、これを基に個々の入札の配点パターンを決めまして、それを学識経験者2名の方に、この配点で良いかという聴取をするという、そんなような。

○碓井会長

要は、その基準によって当てはめるのは、学識経験者ではないわけですね。

○事務局

違います。

○碓井会長

配点については学識経験者。

○事務局

はい。

○碓井会長

野本委員の意見はそれでいいですか。あっていますか。

○野本委員

評価項目と評価点についてどのように具体的に決めるのかは、これからの作業になりますよね。

○事務局

それは個々の発注する業務の内容に応じて、各部局がそれぞれの品質確保のための項目や企画提案、あるいは先ほど言いました信州企業評価項目、こういったものをそれぞれ定めて、その配点も定めた上で、それを学識経験者にご提案をして了解を得る、そういうようなこととなります。

○野本委員

最終的には学識経験者2名の方の同意で評価基準と評価点が決まるのですか。

○事務局

そういうことです。

○野本委員

審議会へは、こういう評価項目・評価点のお知らせはありますでしょうか。

○事務局

個々の発注にあたってはございません。今、建設工事でも年間数百件総合評価をやっておるんですけども、それにつきましても、基本的な枠組み、配点のパターンみたいなものはここにお諮りするんですが、個々の案件で何の工事は何点という、これは学識経験者の方に聞いて実施しているということです。

○野本委員

基本的な方針としては、どういう評価項目があってそれについて何点つけますかというようなことについては、これはどこかに書いてありましたっけ。

○事務局

8ページの2の内容(2)でございます。

○野本委員

これについてもうちちょっと具体例がある。もうちょっと具体的にこういう項目について何点、こういう項目について何点というのは。

○事務局

それは、私どもが所管している業務委託というのは多方面に渡る内容でございますので、その個々の発注内容につきましても、個々の内容に応じたこの配点項目を定めたものは学識経験者のときにお諮りするのみです。

○野本委員

一律バシッと統一的に決めるという事はできないということですね。

○事務局

なので、9ページのほうで大枠の考え方と配点を定めまして、その中で案件ごとに決めてということになっています。

○野本委員

わかりました。今度は大丈夫です。

○碓井会長

はい。西村委員。

○西村委員

全体の段取りに意見を言いたいのですけれども、資格要件に先ほどから議論がありまして、例えば渡辺委員さんが言っておられたような改善をすると、資格要件のほうの効果を強めることが可能だったり、極端な話Aの上に特Aみたいなのを付けて、さらにインセンティブを付与するということも可能かなと思います。資格要件のほうではあまりそこを追求することはすぐにやめてしまって、総合評価でやりたいという根拠は一体どこにあるのだろうか。つまり、総合評価にいっぱいいろいろなものを入れ込んでいくと、いつも私が主張しておりますけれども、価格メカニズムを阻害することになります。入札の枠組みの力をそいでいく、そういうことが一方でありまして、それは県民にとって非常に良くないことであるわけです。その良くないことは、どうしても必要だというための根拠として、「資格要件ではなくて総合評価でしかできないんだ」という説明が必要だと思うのですが、どうやら、今の私の理解ですと、資格要件を強化することも可能かなと思うのですが、どうでしょうか。

○碓井会長

事務局いかがでしょうか。

○事務局

資格要件まで踏み込んでというご意見を賜りましたけれども、正直、このA・B・Cも含め、そこに踏み込むことは考えておりません。それは、長い歴史の中でこの制度はできていますので、例えばこれを4ランクにすると、非常にそこに大きな議論が必要になってきますので、それは現時点でそこに踏み込む必要性は感じておりません。ですが、条例の基本理念でございますとおり、長野県の契約の方向性として、価格だけではない調達より良い調達を目指した条例を作っておりますから、県民の方向性と総合評価でやる方向は、私どもはずれていないと思っております。以上です。

○碓井会長

はい、どうぞ。

○西村委員

目的が同じであることは間違いないと思うのですが、価格が歪められることによって、つまり総合評価というのを入れると価格は絶対に歪められます。その歪んだ価格のコストは県民がすべて負うわけになります。資格要件ですと、その歪みをおよぼすことはないという機能があります。歪んだ入札を行って県民にコストをかけるほうを取るのか、そういうコストが起らないような資格要件のほうの見直し的手段を取るのかというのは、先ほどの回答にあったような両方が同じような効果を持つという前提に立った議論ではできないかなと思います。

○確井会長

議論を続けますが、私から別の角度から質問ですが、要するに県の締結する契約、横並びで見た場合、今日我々が審議を求められているのは資料2-2で出てきている、製造の請負、物件の買入れ、その他の契約ですよね。それ以外の契約の類型についても同じことを私たちに審議を求める方針なんですか。それはもう進んでいるのもあったんですか。ちょっと確認です。なぜこの種類の契約だけを、我々に審議を求めるのか。

○事務局

総合評価のお話し……。

○確井会長

ええ。今日は建設工事の入札参加資格も同時に審議しているわけですが、そっちでは同じものが入っているのですか。

○事務局

加点している取り組みの項目自体は建設工事とほぼ同じ項目で実施しております。

○確井会長

建設工事のほうでも、同じように総合評価落札方式で今回加えようとしていることが既に進んでいるということでしょうか。

○事務局

すみません、建設工事のほうではそこはやっていないです。

○確井会長

じゃあなぜそっちは必要ないのか。

○事務局

会長、建設工事は必要ないという観点のお答えをさせていただいたほうがよろしいでしょうか。

○確井会長

どうのご判断に基づいてなのか。これだけが出てきているので。現状の認識でいいですよ。建設工事のほうはどう考えているのか。

○事務局

はい、建設工事では、先ほどご説明したとおり新客観点数 25%ということでかけさせていただいております。今日は何も数字用意しておりませんが、この新客観点数で上げてある得点に絡む内容を、総合評価で使うことは基本的にはないですけれども、逆に言えば必要がないと考えているわけですが、この内容を総合評価で使うということは全く予定しておりませんが、この新客観点数は、今製造のほうで使われているものよりもかなり点数の幅が大きくて、かなり関心を持って取り組んでいただいています。昨年のご報告いたしましたけれども、例えば消防団であれば、消防団関係の企業であれば県で認定されている消防団の実数は 60%が建設業の方にやっていたということなので、建設業の方は新客観点数に係る取り組みをかなり熱心にやっていたということなので、この新客観点数に上げさせていただくことで、県が求める施策の推進というものが図られているということなので考えておりますので、あえて総合評価まで踏み込むということは考えていないという面がございます。

○確井会長

先ほどの別の契約のご説明の関係では、インセンティブが入札参加資格に効いているという認識が濃いということですか。

○事務局

一定程度の効果があるというふうに考えております。

○確井会長

はい、どうぞ。

○事務局

今、説明がありましたとおり、建設工事の入札参加資格のほうでは、この新客観点数に対する取り組みというのはかなり熱心にやっていたというのが数字的にも出ていたかと思えます。それに比べまして、5 ページの私どもの参加資格につきましては、2 回その他の加点項目を付して参加資格申請を受けたわけですが、2 回目ときの増加率が非常に少ないというのが見て取れます。ほとんど変化がないと言ってもいいかもしれません。この辺で少し課題があると考えております。

その中で、条例の取り組み方針の基本理念の 4 にもありますとおり、労働環境、環境への配慮、あるいは障がい者雇用、男女共同参画社会の実現、こういったものに配慮した契約をどうやって進めていくかというときに、私どもの契約の中では、これを総合評価の中でこれらを加点項目としていくのが一番いいのではないかと。そのことが契約を歪めてしまうというようなご意見もありましたけれども、むしろ価格だけの競争を続けていくことこそが、もっと長野県のこういうものを歪めてしまう。持続可能な社会の実現に向かって

いかないのではないかと考えてございます。

○西村委員

今おっしゃっている、「価格競争こそが持続可能性等の到達を阻害する」という議論の前提は、各企業の持続可能性への努力を全然評価せず、資格要件もなく、一律に価格競争をすればという議論です。その場合は、当然、持続可能性の努力をする企業が不利になります。ですけれども、そこを査定した厳しい資格条件を満たした企業しか参加できないというふうにすれば、持続可能性が価格競争によって無視されるというようなことは絶対に起こるはずがない、論理的に起こるはずがありません。持続可能性への努力をしている企業のみ参加できるようにしたうえで、価格競争によって入札対象の業務効率の良い企業に受注させるというのが原則です。

(発言者補足： 本来の入札対象業務の遂行能力と、持続可能性への努力とは無関係です。価格競争は、あくまで業務遂行能力・事業効率を測るためのものであり、そのような価格競争の事業遂行能力を評価する力を損なわずに、持続可能性への努力をする企業を優遇するためには、持続可能性への貢献度を入札資格要件にしてきつく縛ることが必要となるというのが、論理的帰結になります。)

ですので、今のご説明に関しては、ちょっと「そうですか」というふうには言えないという立場です。この立場はわたし個人の考え方ということではなく、経済学を研究する者はみなこのような考え方です。

○碓井会長

それではいかがでしょう。まず、事務局に今後の日程を伺いますが、31年度32年度の入札参加資格の審査のやり方のパブコメにかける案を私たちは了承しなければならぬので、そのときは今日出ている6は直接は関わらないですか。7ページ、一番最後。

○事務局

関係ございません。

○碓井会長

それと関係して、西村委員から再三ご指摘がある、6ページの4の冒頭の枠の中の評価も入れなくてもいいですよ。現状を説明する……だめですか。

○事務局

説明が悪くて申し訳ございません。パブリックコメントにかける部分は審査項目の変更に関わる事項ですので、資料2-2の5にあります加点項目の部分のみになります。

○碓井会長

ということですね。だとしたら、大変申し訳ないのですが、全体をイエスというわけには今日の審議の状況からいきませんので、この資料2-2の中では、今ご説明がありました7ページの加点項目の変更事項のところについて絞って、まずご意見ありませんでしよ

うか。

はい、藏谷委員。

○藏谷委員

総合評価とか新客観点数の評価項目に、労働環境の改善というようなかたちで「職場いきいきアドバンスカンパニー」に認証というのがあるんですが、これは長野県だけの認証でしょうか。全国的なものでしょうか。

それからもう1つは、認証を取得するための条件といたしますか、ちょっとその復習をしたいので説明をお願いします。

○事務局

今までの審議会の中でも、なかなか建設業に非正規職員がいなくて、この制度を取りにくいという意見をいただいております、また制度が平成27年にできたもので、制度の見直しということもあるようですので、本日労働雇用課が来ておりますので、そちらから回答させていただきます。

○事務局

今、ご質問ありました「職場いきいきアドバンスカンパニー制度」これは長野県独自のものでございまして、平成27年7月から開始したもので、間もなく3年がたつということでございます。現在認証企業数というのが93社という状況でございますので、制度が始まって3年という中で、制度の見直し等も検討してまいりたいという状況でございます。

○藏谷委員

認証を受けるための条件もお願いします。どういう企業が認証をいただけるのですか。正規社員ではない人たちが正規社員にしたとか。そういうものなのでしょう。

○事務局

ここで口頭では説明しにくいのですが、大きくは社員の子育て応援制度、これは別の制度でございまして、まずこれの登録企業になっているという条件がございます。そのほかに雇用制度の整備ということで、就業規則が整備され従業員に周知されているとか、育児・介護休業制度が整備され従業員に周知されている等々、そのほかにもいくつかの項目がございまして、その中で選択して項目があるかどうかという中で、総合的に判断して認証するか否かというのを決定しているところであります。

○藏谷委員

その条件の中に、同一賃金、同一労働みたいな項目もあるでしょ。派遣社員とか非正規社員を正規社員に改善しましたとかいうのがあるでしょ。ある企業さんから、何社からか言われているんだけど、最初からうちは正規社員で雇用していると。ですから、そのレベルに最初からあると。ある意味では改善する余地が無いくらい頑張っていると。でも、そうではない企業で、改善した人がプラスアルファで点をいただいて、最初からそのレベル

にいる人が、何のインセンティブもないというのはおかしいのではないかという意見を結構聞くんですね、最近。今度いろいろ改正されるというお話でしたので、ぜひそのときにも今のような実務を担っている方々から異口同音に要望があるということを踏まえて反映をいただければありがたいと思います。

○碓井会長

ほかに何か。ご意見ありますか。

はい、小澤委員

○小澤委員

今の信州企業評価項目の内容に絡んでちょっとお聞きしたいんですが、障がい者雇用は法定の雇用率達成か、あとは従業員が少ないところは1名、そういう決まりがあるのですが、今職場いきいきの項目は「または」という上に、「育児・介護休業の取得実績」というのがあるんですが、こちらのほうは1名でもいいという理解でよろしいでしょうか。

○事務局

育児・介護休業の取得実績につきましては、これは建設工事、私どもの資格も同じで、4年間、20日以上取得した実績ということで、人数ではなくて日数になっております。私どもが審査する中で確認資料を見ておりますと、1人以上が20日以上取得されているケースで加点対象となっているのが現況です。

○小澤委員

ありがとうございました。

○碓井会長

それでは、資料2-2でご審議いただきました、「平成31、32年度製造の請負、物件の買入れ、その他の契約の入札参加資格申請における審査項目の見直し」については、まさに7ページにある見直しの点について、ご了承いただくということで、よろしゅうございますか。

それ以外のご提案というか、今までのインセンティブ効果の評価、今後の検討については、引き続き機会があればご議論いただくということにしたいと思います。

それでは、続きまして資料3を後回しにしまして、資料4の「平成31・32年度建設工事の一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について」共通点があるんですけども、次の見直しの11ページも併せてご覧いただきながら、ご意見ある方お願いいたします。

よろしゅうございますか。さっきの暴力団の意見が出ましたけれども、いずれにしてもきちんと定義がはっきりしていたほうが。

ではこれもご了承いただけますでしょうか。このような案でパブリックコメントをやって来年度、再来年度に実施ということですね。

それでは、次に13ページ資料5でございます。「平成31・32年度森林整備業務の入札参加資格申請における新客観的事項の見直し」でございますが、これについてご質問、ご意

見ありましたらお願いします。これはさっきの暴力団防止どうしますか。さっき、検討すると事務局からお答えいただいているように、どうしますか。このままいきますか。事務局は、どうお考えですか。資格に入れるかどうかですよ、13 ページ。

○事務局

資格ですね。今現在、先ほど説明したとおりで、要綱、要領には暴力団関係のことは載っていないくて……。

○碓井会長

ということは、差し支えないですか。

○事務局

差し支えないです。

○碓井会長

では、これは入れるということでもいいですか。

○事務局

承知しました。

○野本委員

読んでいる間に目が追えなかったのもしかしたらおっしゃっていたかもしれませんが、13 ページの下の表ですが、Aの部分、応札可能金額は 1000 万円以上ということによろしいですか。100 万円以上？

○事務局

ここは 100 万以上です。745 点だと 100 万円以上に参加可能だということになります。あとは、未満になりますので、ほかの点数の方は例えばBですと 800 万以上の工事は受けられないし、Cですと 500 万以上の工事は受けられないと。そういうことになっています。

○野本委員

Aは 100 万以上だったら無制限という。そういうことですね、失礼しました。

○碓井会長

ほかに。

では、これについて了承するということで。どうもありがとうございました。

では戻りまして、資料3の「業務委託等の総合評価落札方式の拡大に向けた取組」でございますが、これについて質問やご意見ありますか。

西村委員。

○西村委員

9 ページですけれども、配点例のところでご提案の割合がありますけれども、企画提案型は5割近くまでとなっていますが、この辺の割合の根拠はどういったことでしょうか。

○事務局

企画提案型につきましては簡易型より大きいもの、価格以外を大きくするというので、価格以外点の企画提案を含めて1対1、これは他県も調べてみましたけれども、価格と価格以外については1対1というものも結構ございまして、さらにシステムについてはもっと高いもの、他県でも特に技術提案というか、価格以外点を高くする必要があるものについては1対2というものも、例えば清掃業務とかで設定している都道府県もございます。そういったことを考慮して、最終的には個々の内容に応じて、業務の内容に応じて企画提案していただく業務に工夫の余地があるようなものについては、企画提案の部分を重視した総合評価の必要があると考えていまして、品質確保の評価点の倍くらいは企画提案の上限として設定できるとしていく必要があるのかなということございまして、設定したものでございます。これにつきましては、業務の内容に応じての企画の部分がどの程度重要なのか、価格の部分が重要な場合も当然あると思いますので、業務の内容に応じて設定していくのが適切かなと考えております。いわゆるプロポーザル方式でやっていたもので、ある程度仕様や予定価格が算定できるものについても、少しこういった総合評価での実施を検討していただけるようなものを考えていきたいと思って、設定してございます。

○西村委員

個別要件によって、この割合が変わると。

○事務局

はい、そういうことです。

○碓井会長

はい、ほかに。

私伺いたいのですが、建設工事の場合だと、それぞれ振興局という名前になって、そこ単位なのか、ようするに分割的な地域を分けた発注機関もあるでしょうけど。業務委託等についても、発注機関というのは分かれてやることが多いのでしょうか。つまり、要領やガイドラインがなぜ必要かということに関わることなんです。

○事務局

発注機関がそれぞれ異なる、同じ県の組織の中でもいくつかの出先機関や、県庁の中で、発注機関が異なるものですから、多種多様な業務にある程度則したかたち、活用化されるかたちで作っていききたいというのがございまして、ガイドラインというかたちで。

○碓井会長

これは相当、来年4月以降の公告案件から使えるようにするということになる、それ

それぞれの発注機関は、これから猛勉強しなければならない。そんな気が直感的にはしますが、大丈夫ですか。

○事務局

できるものから少しずつ試行していただいて、実績も積み上げながらガイドラインもP D C Aで回すというかたちも考えながらやっていきたいと思っております、まだ業務委託のそういうものがないものですから、まず基本的なところを定めていきたいです。

○碓井会長

はい、西村委員。

○西村委員

要望なんですけれども、新しくこういうことを始めるということで、今他県ではこうというご説明ありましたけれども、理由を積み上げてこの割合でなければいけないというよりは、おおよそこんなぐらいだろうということでしたので、何年かこれを導入されるんでしょうけど、その際に例えば受注する企業の質がどの程度変わるのか、そういう資料を審議会にお出しいただいて、必ずこの制度のメリット、デメリットいつもあるわけですから、それが右ページ、左ページで対照できるようなかたちで出していただければと思って。今後それを踏まえて改善するような方向でお考えいただければと思います。

○事務局

わかりました、ありがとうございます。

○碓井会長

小澤委員。

○小澤委員

お聞きしたい点なのですが、今の9ページの企画提案型で、価格以外点というのは、前のページ見ますと、基本計画、マスタープランというところで、これは産業労働部の所管が主になると思うのですが、そういった計画を立てるもののゆえに本当に価格だけにしてしまうと能力がわからないので、多分そんなものだと思うのですが、その理解でいいかどうかというのが1点と、その上の価格以外点が低いというものの具体例がイメージできないものですから、そんな点を教えていただければと思います。

○事務局

1つ目の、企画提案の内容については先生がおっしゃるとおりで、民間のノウハウを生かしてさまざまな計画を作ったり、運用業務を行う、他県ではPR業務みたいなもの、広報業務のようなもので採用されているものもございます。そういうもので使っていったらと考えているもので、簡易型といわれる価格以外点が少ないものについては、現在清掃業務とかで実施しております、ここについては品質確保の部分が10点で価格点が90点と

いった価格重視の入札において総合評価落札方式を実施しているものが、簡易型と。ある程度企画提案を求めないで、業務実績とか技術者の数など、ある程度表に出されたもので評価できるものについては、試行していく。

○碓井会長

よろしゅうございますか。

○小澤委員

今の、清掃というのは簡易型のほうですか。

企画提案型の、下から2番目のものはどんな業務が具体的にあるでしょうか。

○事務局

法令等で、ある程度仕様とかが固まっています、ただ、その中の一部として提案を求めてより良いものをしていただくような、仕様の内容はほぼ固まっているんだけど、さらに工夫をしていただいて業務の改善が図られるような内容のものと想定しています。

○小澤委員

わかりました。ものによって判断ということですよ。

○碓井会長

ほかに。

柳澤委員。

○柳澤委員

今のことに尽きると思うのですが、これは公開の審議会ですので、配点例で簡易型と企画提案型とあって、基本的には価格を中心に考えるのが原則のはずですので、その価格がこういう割合できて、なぜか簡易型の場合については価格をかなり重視するのですが、企画提案型については価格だけではないものを考慮する場合もあるんだと。それが、どうしてこうなってくるのかということをおざわざここでわかりやすく説明していただいて、その上で、こういう配分をすることの合理性を説明していただくと、県民はわかりやすいであらうと思うのですが、どうもそれがわからないから、「なぜこうなっているんだろう」ということ。我々の意見を聞くにしても判断するにしても、そこら辺の重点的な説明がないんじゃないかなという気がしますので、なぜ本来あるべき価格ではないものを企画提案型では考慮する場合があるのか、そういったことの説明をしてもらうのが一番大事ではないかと思えます。以上です。

○碓井会長

どうぞ。

○事務局

すみません、最初にそういう説明をするべきでした。地方自治法の中でも、価格による一般競争が原則というのがまずありまして、その例外的なものとして価格その他の要素で落札者を決定するというのも、自治法の中でできるということになっております。それは、現実には私どもが生活している中でも何かを決めるときに、値段だけではなくてその会社の信用度や実績、あるいはそこに働いている方の技術力、いろいろな要素があって契約する、どちらかを選ぶという方法というのは自然にやっていると思います。それを行政の公共調達の中でやる手法として、総合評価方式というものがあると理解しております。ですが、価格とそれ以外の配点のどこが適切なのかというのは、先ほどの西村先生のご意見ではないのですが、正解というのがないというかわからないもので、試行錯誤、検証を積み重ねていく中で、収まっていくのがあるかと思えます。自治法の中にもそういった意味で、学識経験者の意見を聞くというワンステップをおくことで、その辺の価格以外の要素も加えて落札者を決定するという行為を担保しているという仕組みかと理解しています。その中で、簡易型と企画提案型については、それぞれ価格以外の要素がより求められるような契約とそれほどでもない契約を使い分けていくということで、ここに示してある配点例は、最低と最高ということで極端な配分の絵になっておりますけれども、実際はこの中でそれぞれ定めていくというふうに考えております。回答になったでしょうか。

○小澤委員

私どもも、こういった仕事をするのがありまして、自治体のマスタープランとかなんとか計画、実はこれはかなり分厚い提案書を書いて、ご説明して、内容が良ければ通るのですが、実は、とある自治体に金額だけで業者に頼んだのです。そうしたら思いも及ばない、自分でやるぐらいな、話を聞いたことがありまして、点数の配分が難しいという話も、そうなると思うのですが、このような建設関連とは違って、客観的にその業者の能力がわからないということもございまして、そんなものが該当してくるのではないかと理解しております。

○碓井会長

お話を伺っていると、まさに業務の内容によりけりですけど、設計の場合はコンペ方式もあるんですけど。あれは、コンペで選んだ人とは随意契約なのですか。

○事務局

正式にはコンペ方式と呼んでいる制度は、そういう呼び方はしていませんけど、例えば先日信濃美術館、あれはコンペとしてはわかりやすいですけど、公開でコンペを行ってやりました。その結果を持って、関わったわけではないので詳細は簡略化させていただきますけど、コンペで採点をして委員会で最高点を決めて、その方を契約の特定者としてそれをある手続きを経て、承認をとった上で随意契約をするというかたちをとっていると考えています。

○碓井会長

そうすると、物事はいろいろ段階がありまして、企画提案というのは、ひょっとすると、

いま小澤委員が言われたようなものに近いのかなど。そういうやり方でやってくれば、「我が県の計画を作るのに一番適していますよ」、だからそういう評価を、点数を高くして価格点に食い込むような形で。おそらく物事は連続線上にあって、それをどういうところで切って、こちらの方針に持ち込むか、そういう場面が必ず出てくると、直感的にはしたんですよね。

ほかに、いかがでしょう。

それでは、これはまさに何を取り上げるか、それが一番、私が申しあげたみたいなことが企画提案型でやっていくかどうかということ自体なのか、それにどれだけの評価点数を加えるのか。非常に難しいですが、これは西村委員が盛んに言われたように、必ず後で過去を振り返って検証するという方向でお願いしたいと思います。

それではこれも了承するというので、よろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。大変熱心にご審議いただきましたが、ここで10分間休ませていただいて、15時25分から再開します。

(休憩)

3 (1) カ 建設工事におけるWTO案件等の技術提案点の見直し

○碓井会長

それでは3(1)審議事項のカ「建設工事におけるWTO案件等の技術提案点の見直し」この項目について事務局からお願いします。

○事務局

前回継続審議となりました「WTO等の技術提案点の見直し」について説明をさせていただきます。

資料の6、15ページになりますけれどもご覧いただければと思います。その前に前回審議お願いしました件について、改めて同じ説明をさせていただきますので、ページを飛んでいただいて、資料の24ページ、6-3をご覧ください。建設工事におけるWTO案件等の技術提案点の見直しについてでございます。まず現状と課題についてご説明いたします。長野県ではWTO案件のダンピング対策としましては、落札率が85%を下回った場合に低入札価格調査、75%を下回った場合に特別重点調査を、ダンピング対策として実施しているところです。近年、トンネル工事が中心になりますけれども、75%台での落札になっております。近年の落札状況、入札状況については表のとおりでございます。一方全国のWTO案件の落札率は過去3年間で89.3%ということを見ますと、本県においても何らかのダンピング対策の強化が必要であるということで、今回の見直しに至ったものでございます。

見直しの内容につきましては、(1)WTO案件の入札は、技術提案型の総合評価落札方式を原則とする。(2)調査基準価格は、予定価格の90%相当額。(3)として調査基準価格未満の者の技術提案は入札額に応じて補正をするというものでございます。

現在の総合評価の考え方について、下に式が書いてございますが、総合評価点は価格点

と価格以外点で構成されております。そのうち、価格以外点につきましては簡易点と技術提案点の合計となります。簡易点とは一般的に会社の属性を評価するものでございます。それと、技術点、求めた項目に対しての提案に対する評価でございます。改正後につきましては、価格以外点のうち、補正後の技術提案点となりますけれども、下のグラフのとおり、入札価格に応じて補正率を掛けて、提案に対する信用度ということで補正を行うというものでございます。

実施時期につきましては、十分な受発注者の説明と周知が必要と考えまして平成31年度4月公告案件からということで、適用時期については見直しをしております。

またページを戻って資料6をご覧ください。15ページでございます。今回の案件につきましては、前回宿題を2ついただいております。まず1つは、政府調達に関する協定上で問題がないかということについて、国の見解を確認することという宿題の1つでございます。このほか、前回の説明の中で若干触れさせていただきましたが、国が行っております施工体制確認型の総合評価というのは何なのかという説明を、前回の審議会で求められておりますので、その説明を併せてさせていただきます。

それでは、最初に資料の6-1をご覧ください。これにつきましては「政府調達に関する協定」とそれに付随します「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」というのがございますので、これにつきましては、本県に関係するところだけ抜粋したものでございます。まず、協定の関係ですけれど、第10条「技術仕様および入札説明書」の9でございますが、これにつきましては、記載のとおり価格以外の要素を含めることができるというのがここで謳われております。

次の第15条「入札書の取扱い及び落札」の5でございますが、これについては、落札者の決定方法についての記載でございます。

次に6ですけれども、異常に低い価格を記載した入札書を受領した場合に、契約の条件を履行することができるかということについて、供給者に確認を求めることができるとされています。これが、我々が実際に行っております低入札価格調査にあたります。

その下に特例政令について抜粋してございますが、まず一般競争入札の参加の資格に関する要件の制限についてでございます。第5条で、いわゆる地域要件でございます。当該入札に参加する者の事業所の所在地に関する必要な資格を定めることができないということでございます。

それと、第9条、落札者の決定方法の制限でございます。これにつきましては、地方自治体のみ認められております最低制限価格制度についてでございますが、特定調達契約については適用しないという規定がございます。

次に、国の見解についてご説明させていただきます。資料はありませんが、資料6-1を参照しながらお聞きいただければと思います。今回の案につきましては、政府調達に関する協定上の観点からの適否を、政府調達の制度を所管している総務省自治行政局と国の建設工事の入札制度全般を所管している国交省に見解を確認しております。ただし、省としての正式な見解ではなくて、あくまでも担当者レベルでのご意見、ご助言をいただいているものでございますので、口頭でのご説明になりますけれども、ご了承いただければと思います。まず総務省の見解でございます。前提としまして、最終的な判断は県によるものであり、国として「できる、できない」という判断はできない。それと価格以外の評価基

準については協定上の明確な規定はない。ただし、先ほど説明しました特例政令第9条に最低制限の適用除外があるため、一律で技術提案点を減少補正する評価方法は、その趣旨に照らして疑問がある。それ以外に、協定の第10条第9号に掲げられている項目のどれにあたるかというのを整理したほうが、県として説明しやすいのではないかというご助言をいただいております。

この総務省の見解を踏まえて、国交省にも見解を確認しております。まず、国交省の状況も含めて説明をいただきましたが、国交省では品確法の基本理念にのっとり適正な施工が見込まれない契約を防止するために、必要な措置を講じている。さらに適正な施工が見込まれない契約を回避することは、一般的に国の行為として当然のことであって、さらに品確法において発注者の責務とされていることから、政府調達に関する協定により禁止されるものではないと考えている。さらに、国においてはWTO案件を含む工事において、施工体制確認型総合評価というものを試行しており、これにつきましては、調査基準価格未満の者の評価を減点し得る総合評価落札方式というのを試行している。さらに、先ほど総務省の見解は、特例政令第9条の規定に照らすと疑問があるというお話でしたけれども、特例政令第9条の規定というのは、前回の審議会の中で説明をさせていただきましたが、平成29年6月29日付の総務省および国交省の通知と同様の趣旨であり、地方自治法施行令上、総合評価落札方式においては最低制限価格の設定ができない旨規定したものだという回答でございました。また、技術提案点を一律補正することについては、これについては発注者の判断になりますが、調査能力等に応じた負担軽減を考慮すれば理解できるものではないかというコメントをいただいております。以上のことから、国交省としましては、県の技術提案の構成の考え方については異論がないという見解をいただいております。

続きまして、資料の6-2をご覧ください。施工体制確認型の総合評価落札方式について説明をいたします。まず、施工体制確認型総合評価落札方式の考え方ですけれども、企業の施工体制が工事の品質等に大きな影響を及ぼし、さらに低入札工事においては、適正な施工体制が確保されない恐れがあるため、品質確保のための施工体制を確認して、設計書等に記載された要求要件を確実に実現できるかを審査して、技術的に評価する落札方式でございます。

評価方法につきましては、四角の中に記載がございますが、評価値の算定にあたっては技術評価点を入札価格で割ったものを評価値としてでございます。そのうち評価値が最高の者が落札者となるものでございます。配点割合は下のグラフのとおりでございます。配点例でございますが、標準点が100点、施工体制評価点が30点、技術提案に対する加算点が60点、合計で190点という配点でございます。標準点というのは、要求要件を満たす者に対しては無条件で一律付与されるものでございます。施工体制評価点というのは、下の四角表の中にございますが、評価項目としては2項目ございまして、品質確保の実効性、施工体制確保の確実性、それぞれ2つの観点から確実に履行ができるかどうかという審査を行いまして、それぞれ15点ずつの配点で計算します。それ以外に技術提案に対する加算点として60点というものです。なお、技術提案に対する加算点につきましては、この施工体制評価点30点の満点の比率を補正として掛けるものでございまして、施工体制評価点に応じて、 $\beta/30$ というものを掛けて評価するものです。

下の表をご覧ください。施工体制確認型の審査・評価でございます。評価基準価格が上

と下では審査の方法が異なりまして、まず、調査基準価格以上の者につきましては、自動的に30点付与されます。ですので、ここに下線で書いてありますが、必ずしも十分に確保されないと認める事情がある場合に限りですので、そういった場合は $30\text{点} - \alpha$ ということで、減点するというものです。それに対しまして、調査基準価格を下回る価格で申し込みを行った者に対しては、適正な履行がされない恐れがあることから、まず施工体制評価点を0点でスタートし、ヒアリングを実施した上でその体制が確保されると認められる場合において、その程度に応じて加点していくというものです。式としましては、 $\beta = 0\text{点} + \alpha$ という評価方法になっております。

次ページ以降に施工体制確認型総合評価落札方式の、国の通知を付けておりますので、参考にご覧いただければと思います。

続きまして、25ページをご覧ください。この資料は、国交省の施工体制確認型における評価値の算定例と、本県のWTO案件における見直し後の総合評価点の算出例を比較したものでございます。

まず左側は、国交省の算定例でございます。前提となる想定の内容は中ほどの表のとおりで、調査基準価格は予定価格の90%という想定です。それ以外に、全入札者の標準点と技術提案点の得点は同じとしております。ですので、価格だけが違うというシミュレーションでございます。一番下に記載してある式で評価値を算定しております。

上のグラフをご覧ください。まずグラフの右側、入札率が100%から左側へ入札率が低くなるに連れて評価値が高くなっていきます。それが、調査基準価格90%を境に評価値算定に用いる施工体制評価点が、30点が0点になりますので、このとき点で評価値が一律大きく下がることとなります。なお、開札後のヒアリングにおいて施工体制が確認されると認める場合は、その程度に応じて施工体制の評価点を加算することとなっておりますが、仮に施工体制評価点が15点加算されたとしても、入札率90%以上の入札者の評価値を上回ることはできない状況にあることがおわかりになるかと思っております。

次に右側です。見直し案に基づく県工事の算出例でございます。前提となる想定の内容は、中ほどの表のとおりです。配点につきましては、直近のトンネル工事のWTO案件の配点と同一としております。価格点が最高値となる最低入札価格は、予定価格の75%としております。また、技術提案の得点率についても直近の案件の評価状況を参考に、70%の得点率というのを想定してグラフにしたものです。上のグラフをご覧くださいと、グラフの右側入札率が100%から左側へ、入札率が低くなるに連れて総合評価点は一律高くなっていきますが、調査基準価格90%を境に技術提案点が補正されるため、A者からD者の総合評価点は、ほぼ同点になっております。このため技術提案点の優劣が総合評価点に大きく効いてくると、価格によらない純粋な技術評価点の評価になるということです。

ご覧いただければわかると思いますが、国の方式と異なりまして、調査基準価格を境に評価値を一律に大きく下げるものではなく、ダンピング入札対策の強化を行いつつ、一律に排除しないで技術提案の優劣での評価を可能にしていくというのが、今回の県の見直しの内容となっております。

現行の場合はグラフで見ますと点線で、現行の場合は安ければ安いほど評価点は上がるというのですが、これにつきましては、価格点がかなり大きなウェイトを占めていることから、価格以外点で逆転するということが、ほぼ不可能な状況でございます。というの

は言い換えますと総合評価でありながら、実質価格のみの競争になっているということが言えるかと思えますので、価格以外の要素で、より優れた企業を適正に評価したいというものです。今回の見直しによりまして、技術提案の信用度という観点で入札額に応じて補正を行うことにより、ダンピング受注をある程度抑制し、さらに技術提案も価格の要素を踏まえつつ、より適正に評価したいというのが今回の見直しの案でございます。説明は以上です。

○碓井会長

どうもありがとうございました。前回質問が出ましたので、それについて調べていただいたものを補ってということですが、最後、ご質問、ご意見ありましたらお願いします。

はい、湯本委員。

○湯本委員

17 ページの資料 6-2 ですけども、ちょうど真ん中の表に施工体制評価点の評価項目と評価基準、先ほどご説明いただいたとおりですけども、その中の評価項目の下の、確保の確実性のところなんですけれども、それぞれの加点点数 15 点 5 点の 1 行目のところ、それぞれ必要な人員ということが記載されておりますけれども、必要な人員というのは具体的な基準というものはあるのでしょうか。以上です。

○事務局

設計をするにあたって、積算上になります。これだけの人員が必要だという数字はもっておりますので、積算上必要と思われる数字と、実際に配置できる人員がどれくらいなのかというのをまず確認をするということになります。さらに施工体制をより確実なものにするという観点から、プラスアルファの人員がどの程度確保されているのかを提出される資料の中で確認していくことになろうかと思えます。

○湯本委員

実は今の質問の裏にある意見になるのですが、非常に今職人の担い手が不足しているということは周知だと思いますけれども、そんな中、特に若い人たちが参入しにくいということなので、なかなかここが予算で縛られてしまうと、ここで絞られてしまう可能性もありますので、ぜひそこは、繰り返しますけれども若手の確保のためにも職人の担い手不足を補うためにも一定程度必要ではないかなと思いましたので、そんな趣旨の質問です。

○碓井会長

はい。ほかに。

西村委員。

○西村委員

25 ページの、国交省における左側の算出例というのは、前のページに戻って、現在の方式を取るとこれになるという理解でよろしいでしょうか。どれが何に対応するのか、すみ

ませんが。

○事務局

まず、左側のグラフにつきましては、先ほど説明しました施工体制確認型 17 ページのものを、技術的な評価点とかそういうものを同一にして価格のみをいじた場合にどういう評価になるのかというものをプロットしたものでございます。

○西村委員

見直しも含めて……。

○碓井会長

いや、あくまで国交省で、県とは別です。県の見直しとは無関係。こういう理解ですよね。

○事務局

はい。

○西村委員

右側にはデータの値というのは登場しないのですが、全然枠組みが違うということですか。

○事務局

はい、そうです。

○西村委員

右側の点線が、その前のページの現行に対応するということですか。

○事務局

はい、そのとおりです。

○碓井会長

ほかにいかがでしょうか。まだ十分議論すべきかもしれませんが、2 度目でございますので、この見直しを了承するということによろしいですか。はい、どうもありがとうございます。

3 (2) ア 建築物の解体工事における総合評価落札方式（簡易型）の実施について

○碓井会長

次に (2) ア「建築物の解体工事における総合評価落札方式（簡易型）の実施について」

事務局からご報告お願いいたします。

○事務局

建設部建築住宅課の主任専門指導員の塩入でございます。私から建築物の解体工事における総合評価落札方式につきましてご報告をさせていただきます。大変恐れ入りますが、着座にて説明を申し上げます。

お手元の資料の26ページの資料7をお開きください。はじめに、1の概要につきまして説明いたします。解体工事の事故を防ぎ工事の品質を確保するために建設業法の許可業者区分が43年振りの改正によりまして、28年6月1日から「解体工事業」が新設されております。また、発注に際しましても、必要な実務経験や資格のある技術者の配置ができる施工者の方をしっかりと選んでいくということが課題とされているところです。平成31年6月1日以降につきましては、解体工事における、とび、土、コンクリート工事業の許可を受けた業者によりまして解体工事にかかる経過措置が3年間ございましたが、廃止されてきて、「解体工事業」がないと解体工事が実施できなくなっております。このような状況を鑑みまして、公共工事の品質を確保するために、技術的な難易度が高く技術力や専門知識が求められる建築物の解体工事におきまして、総合評価落札方式を実施するものでございます。

続きまして、2の(1)評価項目について説明いたします。①の工事成績につきましては必須項目でございまして、標準のものとおりにしてございます。②の同種工事実績につきましては選択項目で、こちらも標準のものとなっております。具体的には記載の内容になりますが、過去15年以内の建築階数および延べ面積が同規模・同構造の解体工事の施工実績について2点。過去3年間に建設工事に係る長野県優良技術者表彰、国の優良工事表彰を受賞した企業を0.25点の加点等を実施します。次に、③の地域要件でございまして、こちらにつきましても選択項目としてございまして、現在のとび、土、コンクリート工事の総合評価落札方式と同じく標準のものとしています。④の社会貢献につきましても選択項目です。こちらは解体工事業者の再資源化推進のために、信州リサイクル製品または資材認定事業者である者等につき加点をするものとしています。⑤の技術者要件につきましても選択項目、こちらも標準どおりのものとしています。⑥の建設マネジメントは、必須項目で標準のものとなっております。⑦の施工体制は、記載の内容でございすけれども、当該工事に自社雇用の技術者を従事させる者について、1点の加点を行うこととし、具体的には解体の車両系建設機械の運転技能修了者につき、当該施工者の3か月以上の雇用が確認できる場合に加点を行うものとしています。もう1点、自社保有の解体用の機械、自らの機械で施工する者につきまして加点を行うこととし、こちらにつきましてもそれぞれ内容を確認した上で加点をして、施工体制につきましても2.0点、全体で17.5点が最大の点数となっております。

(2)の対象工事でございますが、工事の条件等を考慮しまして、3000万円以上の建築物の解体工事につきまして積極的に採用してまいります。

(3)実施開始の予定でございますけれども、周知の期間を設けた上で、8月の初旬からの実施を予定しています。

以上、解体工事における総合評価落札方式の実施についての報告でございます。どうぞ

よろしくお願ひいたします。

○碓井会長

はい、ありがとうございます。

只今のご説明につきまして、ご質問やご意見がある方はお願いします。

はい、奥原委員。

○奥原委員

解体工事における総合評価落札方式の実施についてですけれども、評価項目の④社会貢献の中で、一番下のポツで「県営住宅における緊急修繕業者への登録」ですが、総合評価落札方式の建設工事についての評価項目の方にはこの項目はないんですけれども、今回解体に入れた理由は何かありますか。説明いただければと思います。

○事務局

今回の解体工事の総合評価につきましては、建築物のということで入れさせていただいてございますけれども、建築物関係の解体ということで考えておまして、建築にかかる社会貢献をさせていただいている方につきましては、加点の中に加えたいということで、含めてございます。

○奥原委員

県営住宅の緊急修繕業者の登録は、県ではなくて住宅供給公社のほうでされていると思うのですが、それはどういう関係になるのでしょうか。

○事務局

県営住宅の管理につきまして、現在お話いただいた公社のほうへお願いしている部分もございますので、そういったことも含めての状況ということです。

○奥原委員

これに直接というかたちではないのですが、今公社でも独自に入札案件を出していただいておりますけれども、県の入札制度に基づいてではなくて、公社のほうで独自に出していただいております。要は、県の建物を公社で管理委託していただいておりますので、県と同様の入札制度を導入していただければと思います。実は落札率がかなり低い関係も拝見するとあるので、そのところもここに見直しなりしていただければと思います。

○碓井会長

よろしいですか。これは県自体のことではないんですけどもということですよ。

ほかにかがでしよう。藏谷委員。

○藏谷委員

1つ教えてください。評価項目の①の工事成績。点数が7と一番多いのですが、工事成

績点、それから最高工事成績点というのは建築の工事成績ということでしょうか。

○事務局

建築一式の成績点ということで考えてございます。

○藏谷委員

例えば解体専門業者で建築の工事の実績がない場合は、これはゼロになってしまうということですか。

○事務局

解体を含むということで考えています。

○藏谷委員

解体も工事成績ってありましたっけ。

○事務局

ございます。

○藏谷委員

工事成績点と最高工事成績点というのは、その会社のということ？ 実績ということですか、他所の。

○事務局

評価をする施工者さんの2年間の成績点を評価するということの基本としてございますので、当該者の成績ということになってございます。

○藏谷委員

過去2年間の、企業の取った最高工事成績点と、分子の工事成績点というのは、これは何。平均？

○事務局

2年間の平均ということでございますけれども、その評価点が少ないケースがございますので、5件に満たない場合には4年間の平均ということにしてございます。

○藏谷委員

じゃあ、その最高工事成績点も実績が5件に満たなかったら4年までさかのぼるということですか。

○事務局

はい。

○藏谷委員

わかりました。

○碓井会長

ほかに、いかがでしょうか。小澤委員。

○小澤委員

新しくこの業界ができたということで、資格者は解体工事施工技士というものになるということによろしいですか。

これはまだ義務化されていないんですが、方向性としてはこの技術者の義務化というのはあるのでしょうか。

○事務局

現在県の発注工事につきましては、発注時の要件としまして解体工事施工技士の配置ということをお願いしています。

○小澤委員

わかりました。

○碓井会長

ほかにいかがでしょうか。

私から質問ですが、解体工事業というのが独立の事業だと仮定した場合に、先ほど奥原委員から出た社会貢献のところに出てきた小規模補修工事など県営住宅の緊急修繕業者、これが、なぜここに出てくるのかと感じます。私の直感では解体工事なら、ぶっ壊せばいいじゃないのかと。その処理の仕方はきちんとやっていただきたいけれどと思うのですが、そうは、いかない事情があるのでしょうか。

○事務局

建築物の解体ということで今回させていただいてまして、内容的には建築に関わるものということで整理をさせていただいておりますので、そういった部分で評価をすることで、ご協力いただける方を増やしたいということで、1つの項目とさせていただいております。

○碓井会長

そうすると、よくわからないのですが、とび職というか、そういう人たちを備えた事業者があって、壊すことについては非常にプロですよ。そういう事業者はこの総合評価では上がってこないということですか。

○事務局

社会貢献の中でいきますと、リサイクル製品等々につきましては……。

○碓井会長

それはもちろんそうですね。

○事務局

また、大きなところとして全体での評価となってきますので、直接的にまいりますと、工事の成績の関係ですとか、そういった実績が多くある方というのは専門性の高い方となってくるかと思しますので、全体の中で解体のご専門の方が高く評価されるということになってまいろうかと思します。

○碓井会長

もう1点、質問なのですが、対象工事と同一の市町村に本社がある者となっているのですが、県の建築物が小規模市町村にまであるかどうかというのは、私は知り得ていないのですが。解体工事を本業とする業者が、そんな小さなところに本社を備えているなんてことありえないように思うのですが。頼まれればどこへでも出掛けて行くというスタイルが多いんじゃないかという認識は、誤っているんですか。

○事務局

ない市町村というのは当然出てまいろうかと思します。こちらにつきましては評価の項目ということでございますので、近くに施工者の方がいらっしゃる場合はその方に加点をするという内容でございますので、当該市町村に該当の方がいらっしゃらない場合には項目として設けないというような整理がされてこようかと思します。

○碓井会長

細かい質問をしました。ほかに何か。

これは報告事項でございますので、承りましたということにさせていただきます。それでよろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

3 (2) イ 今年度審議予定項目

○碓井会長

それでは次の報告事項イ「今年度審議予定項目」につきまして、事務局からご報告をお願いします。

○事務局

27 ページの資料8をご覧ください。今年度の審議予定項目についてでございます。これにつきましては、毎年度第1回目の会議の中でご報告させていただいているもので、ここに記載の内容は取組方針の丸印、今後検討を進める取り組みのうち本年度重点的に進める

ものですか、以前にお諮りした内容の実施状況を報告するもので、本年度の審議予定と報告の予定を記載しているものです。

主なものについてご説明します。7番の「その他の契約」において、公募型見積合わせの導入を検討することについては、昨年第3回の審議会でご審議いただき、1月から公告するものについて実施してきてございますので、状況がまとまったところでご報告をさせていただきたいと考えています。

19番の最低制限価格の導入拡大につきましては、本年度から県の庁舎の清掃や警備業務を実施しております。その他に入札などにおいても、最低制限価格を実施してございますので、その辺りの状況報告を考えています。

27番につきましては、業務委託等の総合評価落札方式に向けた取り組みで、今日ご審議いただいたものでございます。

28番、37番につきましては、庁舎の清掃、警備業務におきまして29年度から複数年契約を実施してございますので、入札状況等まとまったところでまたご報告をさせていただきたいと考えています。

飛びまして、75番は労働賃金の支払いの実態を検証し適正な労働賃金の支払いを評価する総合評価落札方式の施行につきましては、本年度実施してございますので、状況報告をさせていただきたいと考えています。

76番は清掃の賃金実態調査も同様に、本年度調査を実施してございますので、適切な時期にご報告をさせていただきたいと考えています。一番下の入札参加資格の審査項目については今日ご審議いただいた内容でございます。以上です。

○碓井会長

私たち審議会は、諮問機関でございますので、審議したくないと拒絶することはどうもできないようではありますが、もし質問がありましたら。

奥原委員。

○奥原委員

取組番号の75番ですけれども、労働賃金の支払い実態を検証するというので、試行してくださっていますけれども、平成28年の11月に始まって、50件以上されていると思いますので、これまでの状況報告を次回示していただければありがたいなと思います。

○碓井会長

はい、どうもありがとうございました。ほかに何か。

小澤委員。

○小澤委員

今日の議論の最初に、奥原委員からありました今年度から週休二日の施行というか、希望がある方は措置しますよというのが決まったということなんですが、これの報告というかPDCAとか、ありますでしょうか。

○事務局

具体的にいつの審議会かというとのはまだ予定しておりませんが、経過から申し上げますと、昨年の11月に開いていただいた第3回の契約審議会にて建設工事における週休二日の実施ということで報告をさせていただいております。その方針に基づいてこの4月から施行を始めたところです。実際まだ現在50件ほどの契約で、その中でどのくらいの方が週休二日を希望されたというデータもまだ集計途中でありまして、これからまた揃えていって、その内容を見ながら必要な段階でご報告させていただきたいと考えております。

○小澤委員

よろしく申し上げます。

4 その他

○碓井会長

それでは、これで会議事項が終わりましたので、4のその他ということになりますが、何かございますでしょうか。よろしいですか。それでは以上をもちまして本日予定しておりました議事はすべて終了いたしました。円滑な議事進行にご協力いただきまして誠にありがとうございました。事務局のほうで申し上げます。

○井上企画幹

碓井会長さん大変ありがとうございました。只今の次第4その他のこととお話をいただいたのですが、事務局のほうから1点お願いしたいことがございます。

今年度、第2回の契約審議会の開催についてお知らせします。開催予定日につきましては現在日程調整をしているところですが、9月の中旬に長野市内で開催させていただければと思っています。後日、日程のご案内をお送りしますのでよろしくお願いいたします。最後になりますが、委員の先生、皆様から、何かよろしいでしょうか。

では、本日は長時間にわたりご審議をいただき、誠にありがとうございました。以上をもちまして平成30年度第1回長野県契約審議会を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。